

●香川県告示第159号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月13日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊市財田町財田上1328番地1

四国明治株式会社 代表取締役社長 元田 陽一

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市財田町財田上1328番地1

四国明治株式会社 香川工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	400L/時 1基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後半月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9時間連続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.3~8.3	5.3~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	100	150
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	150
	浮遊物質 (mg/L)	50	70
	窒素含有量 (mg/L)	<5	<5
	りん含有量 (mg/L)	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	<5	<5	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	3.6	4.8	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
能	力	1005m ³ /日			
汚水等の処理方式		活性汚泥法、脱窒処理			
処理前及び処理後の汚水の汚染	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	2.0~13	2.0~13	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	835	1,194	5	10

状態	化学的酸素要求量 (mg/L)	417	597	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	278	398	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	50	100	15	20
	りん含有量 (mg/L)	10	15	3	8
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)	100	199	10	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	500
排出される汚水等の量(m ³ /日)		583.4	985.4	583.4	985.4

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	15	20
	りん含有量 (mg/L)	3	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (mg/L)	10	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	500
	アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物 (mg/L)	10	30
排水の量 (m ³ /日)	583.4	985.4	

区 分		排 水 口 No. 5	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	30
	浮遊物質 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	15	20
	りん含有量 (mg/L)	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000
排水の量 (m ³ /日)	19.6	19.6	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年6月13日から同年7月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
三豊市市民環境部環境衛生課